

# 労働・助成金情報 特急便

第 123 号 (2023 年 4 月)

深川経営労務事務所  
社会保険労務士 深川 順次  
〒812-0014  
福岡市博多区比恵町 11-7-701  
TEL : 092-409-9257  
FAX : 092-409-9258

新年度が始まり、年度更新が近づいてきました。

今回の年度更新は、令和 4 年 4 月 1 日から雇用保険料率が上がり、さらに同年 10 月 1 日からはさらに雇用保険料率が上がっています。そして、令和 5 年 4 月 1 日からも雇用保険料が上がっているため、従業員の人数や給与にあまり変化がない場合でも、いままでの労働保険料よりも高くなる事業所がほとんどだと思います。年一度の手続きですが、年度更新はどのような手続きなのかを確認します。

	令和 4 年 4 月 1 日～	令和 4 年 10 月 1 日～	令和 5 年 4 月 1 日～
一般の事業	9.5 / 1000	13.5 / 1000	15.5 / 1000
農林水産・清酒製造の事業	11.5 / 1000	15.5 / 1000	17.5 / 1000
建設の事業	12.5 / 1000	16.5 / 1000	18.5 / 1000

## 【年度更新】

前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きです。

労働保険の保険料は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間を単位として計算します。その額はすべての労働者に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率（労働保険料率・雇用保険料率）を乗じて算定することになっています。

労働保険では、保険年度ごとに概算で保険料を納付し、保険年度末に賃金総額が確定したあとに精算するという方法をとっています。労働保険とは、労災保険と雇用保険のことです。

## 【提出と納付期限】

6 月 1 日から 7 月 10 日の間に申告と納付を行います。

最終日は金融機関窓口・労働局・労働基準監督署は混雑することが予想されるため、早めの申告・納付をおすすめします。

期日前に申告書の提出がない場合は、追徴金が科される場合があります。

## 【労働保険の対象者】

正社員・契約社員・パートアルバイト・学生アルバイトなど、賃金を受けるすべての労働者が対象になります。

取締役などの役員は、労働保険の対象になりませんが、例外的に事業主の指揮監督を受けて労働し、賃金を受けている場合は労働者として取り扱われます。

## 【労働保険の対象賃金】

事業主が労働者（年度途中の退職者も含みます）に対して労働の対償として支払うすべての賃金が労働保険の対象です。税金その他社会保険料を控除する前の賃金総額です。

令和4年4月1日から令和5年3月31日の期間に支払いが確定した賃金は、実際に支払われていなくても含まれます。例えば、令和5年3月1日～令和5年3月31日の間に働いた際の給与は含まれます。

**（対象になるもの）**

賃金・賞与・通勤手当・通勤の為に支給する現物給与・家族手当・住宅手当・休業手当

**（対象とならないもの）**

役員報酬・結婚祝金・死亡弔慰金・退職金・実費弁償と考えられる出張旅費や宿泊費、工具手当・休業補償費（業務上の怪我や疾病の休業の際に支給）・解雇予告手当

**【労働保険料の口座振替】**

通常、労働保険料の納付は金楓機関の窓口で納付書により納付しますが、口座振替にすることも可能です。引き落とし前後には、はがきでお知らせが届くため、前もって口座の金額を確認することができます。引き落とし結果も、はがきでお知らせが届き、納付状況が分かり安心です。

**【口座振替のメリット】**

- 保険料納付の手間と待ち時間がなくなります。
- 納付忘れ、遅れがなくなり、延滞金の心配がなくなります。
- 手数料がかかりません。
- 保険料の引き落としが、窓口納付よりも最大約2か月のゆとりができます。

**お得に健診を受けませんか？**

毎年度、協会けんぽでは一般健診を受けた被保険者に、健診費用の一部を補助しています。令和5年度は、35歳（S63年4月2日以降生まれ）～75歳未満の方が対象です。

管轄の支部にお問い合わせください。

**【健診内容】 ①年度内にお一人様につき1回、健診費用の一部を補助します**

健診の種類	検査の内容	対象者	自己負担額
一般健診	・問診・診察等・身体計測・血圧測定 ・尿検査・便潜血反応検査・血液検査 ・心電図検査・胃部レントゲン検査 ・胸部レントゲン検査 ・眼底検査※医師が必要と判断した場合のみ	35歳～74歳の方 (75歳の誕生日の前日まで)	最高 <b>5,282円</b>
			最高 <b>79円</b>
子宮頸がん検診(単独受診)	・問診・細胞診 ※自己採取による検査は実施していません。	20歳～38歳の偶数年齢の女性の方	最高 <b>970円</b>

自己負担額 最高**5,282円**

+

協会補助額 最高**13,583円**

||

一般健診総額最高 **18,865円**

※一般健診項目は、どの検査項目も生活習慣病の予防に必要であるため、すべて受診していただくようになっています。体調不良等の理由で受けられない検査がある場合は、健診機関(医師)へご相談ください。

**+ 一般健診に追加できる健診 ①単独受診はできません**

健診の種類	検査の内容	対象者	自己負担額
付加健診	・尿沈渣顕微鏡検査・血液学的検査 ・生化学的検査・眼底検査 ・肺機能検査・腹部超音波検査	一般健診を受診する ①40歳の方 ②50歳の方	最高 <b>2,689円</b>
乳がん検診	・問診・乳房エックス線検査 ・視診・触診 ※視診、触診は医師の判断により実施	一般健診を受診する 40歳～74歳の偶数年齢の女性の方	50歳以上 最高 <b>1,013円</b>   40歳～48歳 最高 <b>1,574円</b>
子宮頸がん検診	・問診・細胞診 ※自己採取による検査は実施していません。	一般健診を受診する 36歳～74歳の偶数年齢の女性の方 ※36歳、38歳の女性は子宮頸がん検診の単独受診も可	最高 <b>970円</b>
肝炎ウイルス検査	・HCV抗体検査・HBs抗原検査	一般健診を受診する方のうち、過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがない方	最高 <b>582円</b>

参考サイト：協会けんぽホームページ「健診のご案内」  
厚生労働省ホームページ「労働保険制度」